

北上追波漁業協同組合
内共第17号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、北上追波漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、わかさぎ、おいかわ、にじます、やまめ(さくらます を含む)、いわな、かじか)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣（ただし、かご釣漁法は禁止）又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣、投網又はたも網による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは組合員若しくは他の遊漁者の（第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
投 網	網の全長 1. 4 m以下、網の目 2 c m以上

2 北上川及び旧北上川、大関川、二股川、羽沢川においてのあゆの遊漁は、公示の日から 10 日間は竿釣による場合を除き採捕してはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間で組合が定めて公表する期間内
わかさぎ、こい、ふな、 おいかわ、うぐい(はや)、 うなぎ	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から8月31日
いわな、やまめ (さくらますを含む)	3月1日から9月30日 (さくらますは1月1日より9月30日まで)

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中に遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1. 各河川(支派川を含む)の堰堤上下流 200 m	1月1日より12月31日まで
2. 二股川 登米市東和町米谷字根廻地先、地藏田樋管より上流 200 m	
3. 新迫川 登米市豊里町字二ツ屋地先、西前橋下流橋脚標柱より下流 200 m	
4. 旧北上川 脇谷洗堰 左岸 石巻市桃生町脇谷字上の山	

<p>地先 右岸 登米市津山町柳津字八木 地先 上流100m下流200m 鵜波洗堰 登米市豊里町字中谷岐地先上流 100m及び下流200m</p>	
<p>5. 北上川 北上大堰 石巻市河北町地内上下流200m</p>	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
にじます、うなぎ	全長20センチメートル以下
いわな、やまめ	全長15センチメートル以下
こい、ふな	全長10センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生徒又は肢体不自由者のとき同項に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ、こい、ふな、おいかわ、 うぐい、うなぎ、わかさぎ、 かじか、にじます、いなわ、 やまめ(さくらますを含む)	竿 釣	1年 5,000円
	たも網	1日 1,000円

(2) その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ、こい、ふな、おいかわ、 うぐい、うなぎ、わかさぎ、 かじか、にじます、いなわ、 やまめ(さくらますを含む)	投網	1年 5,000円
		1日 1,000円

(3) 遊漁料は、次の組合事務所において納付する。

- ① 北上川漁業協同組合事務所(登米市東和町米谷字大嶺 1 2 7 番地)、又は同組合が指定する遊漁承認証取扱所。
- ② 北上追波漁業協同組合事務所(石巻市相野谷字旧屋敷 1 8 1 番地の 8)、又は同組合が指定する遊漁承認証取扱所。
- ③ オンラインシステム「つりチケ(愛知県名古屋市中白区塩釜口 2-1403-703)」

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムで発行された物を含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）注意事項

（4）遊漁時間

（5）発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

様式(1)

遊漁承認証

表

裏

No.	
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊 住 所	
漁 者 氏 名	年齢 歳
承認期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
北上川漁業協同組合 ㊤	

注意事項	
1	禁止区域
2	禁止体長
3	禁止期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
4	遊漁者違反したときは、遊漁を 中止又は遊漁を拒絶することが あります。
5	遊漁料の払い戻しはいたしません。
6	本組合の監視員の指示に従うこ と。

様式(1)

遊漁承認証

表

裏

No.	遊漁承認証
	下記の通り遊漁を承認します。
	記
遊漁者	住所
氏名	年齢 歳
承認期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
	北上追波漁業協同組合 ㊤

注意事項
1 禁止区域
2 禁止体長
3 禁止期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
4 遊漁者違反したときは、遊漁を中止又は遊漁を拒絶することがあります。
5 遊漁料の払い戻しはいたしません。
6 本組合の監視員の指示に従うこと。

様式(2)

漁場監視員証

表

裏

No.	
漁場監視員証	注意事項
下記の者は当組合員の漁場監視員 であることを証明する。	1
	2
	3
記	4
住 所	5
氏 名	6
年 齢	
歳	
有効期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	
発 行 者	
北上川漁業協同組合 ㊤	

様式(2)

漁場監視員証

表

裏

No.	
漁場監視員証	注意事項
下記の者は当組合員の漁場監視員 であることを証明する。	1
	2
	3
記	4
住 所	5
氏 名	6
年 齢	
歳	
有効期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	
発 行 者	
北上追波漁業協同組合 ㊤	